

人吉市公告第50号

人吉市まち・ひと・しごと総合交流館シェアオフィスの使用者を募集するので、次のとおり公告する。

令和3年5月27日

人吉市長 松岡 隼人

人吉市まち・ひと・しごと総合交流館シェアオフィス使用者募集要項

1 趣旨

この要項は、人吉市まち・ひと・しごと総合交流館のシェアオフィスの使用者募集に当たり、応募者及び応募方法等に関し、必要な事項を定めるものです。

2 施設の概要等

(1) 愛称(名称)

くまりば(人吉市まち・ひと・しごと総合交流館)

(2) 所在地

熊本県人吉市相良町4番地2

(3) 施設概要(見取り図は別紙参照)

ア 構造

RC造 2階建

イ くまりば2階シェアオフィス(125.8㎡。企業の所在地として登記可能です。)

(ア) 固定席3席

※同時使用者数は2名までとし、固定席に加えて自由席も使用可能です。

ウ その他施設

(ア) 1階

日本遺産エントランスセンター、人吉市しごとサポートセンター「Hit-Biz」、コワーキングスペース「osoto Hitoyoshi」、人吉市役所経済部商工振興課

※令和3年度中に、簡易宿泊施設、チャレンジキッチン等を整備予定

(イ) 2階

サテライトオフィス

(ウ) 屋外

コワーキングスペース「osoto Hitoyoshi」の有料サービスとして、屋

施設の運営等に影響がある場合や公序良俗に反する場合等を除きます。

(1) 次のいずれかの事業活動を行う者であること。

ア 情報通信関係

イ 映像・コンテンツ関係

ウ デザイン関係

エ アート関係

オ コンサルタント等関係

カ その他特に市長が必要と認める者（アからオまでの事業活動との類似性が認められる者、特に事業の創造性が高いと認められる者等）

(2) シェアオフィスの退去後も人吉市内へ事業所を持つための計画・準備があること。

(3) コワーキングスペース「osoto Hitoyoshi」のイベント等に積極的に参加できる者であること。

(4) 人吉市まち・ひと・しごと総合交流館の周知及び視察対応に協力できる者であること。

(5) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 人吉市暴力団排除条例（平成23年人吉市条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員

イ 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等

ク ア～キのいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等

4 使用期間

(1) 原則として、最長3年を超えない範囲で、1年ごとに使用期間の更新ができません。

なお、使用期間は年度単位で、1年目の使用期間は、使用許可を受けた日からその日の属する年度の末日までです。

(2) 使用期間の更新については、使用期間満了3月前(ただし、使用期間が3月に満たない場合はこの限りでない。)までに書面により申請し、審査の上、更新できるものとします。

- 5 使用料(光熱水費、通信費、駐車場代、ロッカー代を含む。)
シェアオフィスの月額使用料は、次のとおりです。
使用料は、前月末日までの支払です。
・固定席 30,000円/月

6 申込方法

(1) 申込書類

次の書類を記入の上、人吉市経済部商工振興課へ持参又は郵送してください(郵送の場合は、簡易書留によること)。

ア 人吉市まち・ひと・しごと総合交流館シェアオフィス使用申込書(様式第1)

イ 企業等概要書(様式第2)又は企業等概要書(個人)(様式第2(その2))

ウ 事業計画書(様式第3)

エ 法人の場合にあつては法人登記簿謄本及び直近の決算書の写し

オ 個人の場合にあつては住民票及び直近の確定申告書等の写し

カ 納税証明書(未納がないことの証明)

(ア) 法人の場合

・法人事業税・法人県民税(28号様式その6)

・市町村税の納税証明書

(イ) 個人の場合

・法人事業税(28号様式その6)

・市町村税の納税証明書

キ 人吉市税納付状況確認に関する同意書(様式第4) ※必要な法人等のみ

ク 暴力団排除に関する誓約・同意書(様式第5)

ケ 企業の概要等の分かるパンフレット等

※申請書類等は返却しませんのでご了承ください。また、提出された書類については、当入居審査及び入居後の支援以外の目的で使用することはありません。

(2) 申請受付期間及び時間

令和3年6月1日(火)から令和3年6月18日(金)まで

※土曜日、日曜日は除く。

午前9時から午後5時まで

郵送の場合は、期間内の消印があるものを有効とします。

(3) 受付場所及び問合せ先

人吉市経済部商工振興課

〒868-0012 熊本県人吉市相良町4番地2

電話番号 0966-22-2111 (内線5131、5132)
E-mail syoukou@hitoyoshi.kumamoto.jp

(4) 施設見学

随時受け付けいたしますので、商工振興課までお尋ねください。

7 使用者選考

(1) 選考方法

商工振興課による書類審査等(6月下旬予定。ただし、場合によっては、人吉市IT企業等協創促進事業の受託者による書類選考及び個別面談も行う。)

※個別面談の日時については、後日、ご案内いたします。

※オンラインによる個別面談も可能です。

(2) 選考時期

6月下旬

(3) 決定通知

使用者決定の通知は文書で行います。

8 使用許可申請

使用者として決定後、別途、使用許可申請書を提出していただきます。

9 使用開始時期

令和3年7月1日(予定)

10 その他

(1) 当施設の使用開始後、以下のいずれかの事項に該当した場合は、使用許可を取り消す場合があります。

ア 申込時に提出された事業計画書等の記載内容と、実際の活動内容が著しく異なるとき。

イ 施設使用料の納入が滞ったとき。

ウ 危険物等の使用、騒音・振動・悪臭等のおそれのある使用、公序良俗に反する使用、また、施設をき損し汚損するおそれがあると認められるとき。

エ 建物内で喫煙したとき。

オ 建物内で生物を飼育したとき。

カ 施設内で店舗を営み、飲食店や小売店として営業したとき。ただし、WEBサイト上で商品の販売等を行う場合や、チャレンジキッチン等で商品の試食販売を行う場合等は、この限りではありません。

(2) 退去後においても、人吉市が行うアンケート調査等にご協力をいただきます。

(3) 選定結果に対する個別の問合せにはお答えできません。

(4) その他人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例及び同条例施行規則に違反する使用はできませんのでご了承ください。